

令和 7 年度武蔵野市防災会議議事録

開催日時	令和 7 年 7 月 23 日（水） 午後 1 時 30 分～2 時 30 分
開催場所	武蔵野市役所西棟 5 階 対策本部室
防災会議委員	別紙「武蔵野市防災会議委員名簿」のとおり
出席委員	※委員名後ろの（代理）は当日代理者が出席 小美濃安弘、田原なるみ（代理）、坂下智宏（代理）、平丸圭吾、木崎剛 伊藤英穂、荻野芳明、吉原健、菅野晃一、小野山武男、片野広樹 富岡達生（代理）、高尾一史（代理）、黒崎雅之、仲辻圭吾、宇賀神俊介 中嶋伸、宮原隆雄、小安邦彦、西田順子、高橋勇、佐々木岳、佐藤浩（代理） 高岡利行（代理） （計 24 名出席/28 名）【敬称略】
事務局	防災安全部

1 開会

【事務局】

定刻となりましたので、令和 7 年度武蔵野市防災会議を進行いたします。本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は、議事に入るまでの間、進行を務めます防災安全部長の稲葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。武蔵野市防災会議の目的は、武蔵野市地域防災計画を策定し、その実施を推進することとなっております。従来は計画の策定・修正時のみ開催しておりましたが、令和 5 年度より、関係機関の皆様の情報共有の場として年に 1 回程度開催してございます。本日は、令和 8 年度に修正予定の武蔵野市地域防災計画についてご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

—＜配布資料確認＞—

それでは、武蔵野市防災会議運営規定によりまして、議事録の作成が義務づけられておりますので、本日は録音をさせていただいております。あらかじめご承知おきください。

また、記録のため、ご参加いただいている皆様の全体写真を撮らせていただきたいと思います。着席された状態で、前方のカメラに視線をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

—＜写真撮影＞—

それでは、ただいまより令和 7 年度武蔵野市防災会議を開会いたします。

武蔵野市防災会議傍聴要領の規定により、公開し、傍聴人を 10 人以内で認めることができます。

本日 5 名の希望がございますが、傍聴を認めてよろしいでしょうか。

それでは、傍聴人の入場を認めますので、しばらくお待ちください。

—＜傍聴人入場＞—

会議の議事でございますが、武蔵野市防災会議運営規程第 4 条によりまして、会長が主宰することとされております。以後は、会長であります、小美濃安弘武蔵野市長に進行をお願いいたします。

市長、よろしくお願いいたします。

2 議事

【会長】

それでは、私がこの会議の進行を務めますので、よろしくお願いいたします。

武蔵野市防災会議の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。改めまして武蔵野市長の小美濃安弘でございます。今日は公私にわたりお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

近年、能登半島地震や日向灘を震源とする地震を始めとして、災害は頻発化・激甚化しております。武蔵野市も今後 30 年以内に 70% の確率で起こるといわれている首都直下地震を始め、このような災害に備えるべく対策を進めております。

社会構造も変化する中、自助、共助、公助の的確な連携を踏まえた防災対策の充実喫緊の課題であると認識しております。また、スフィア基準など新しい課題も見えてきており、防災に関して世の中の機運が高まってきていると感じております。

このような状況の中で、より新しい情報へと更新を行い、今後起こるといわれている災害に対応するべく、今年度より 4 年ぶりに武蔵野市地域防災計画を修正することといたしました。地域防災計画をより実効性のある計画にすべく、皆様と 2 年間かけて修正をして参ります。引き続き、委員の皆様には本会議を含め、様々なご意見を頂戴できればと思います。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

本防災会議は、武蔵野市防災会議運営規程第 3 条の規定によりまして、会議の開催には過半数の委員の出席が必要となりますが、総委員 28 名中、現在 24 名の出席をいただいておりますので、会議は有効に成立しております。

それでは、さっそくではございますが、議事に入らせていただきます。

次第の1「武蔵野市地域防災計画の修正について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

—＜事務局より説明＞—

【会長】

ただいまの説明につきましてご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

それでは、ないようでございますので、続きまして、次第の2「武蔵野市地域防災計画修正方針（案）について」及び次第の3「武蔵野市地域防災計画修正のスケジュール（案）について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

—＜事務局より説明＞—

【会長】

ただいまの説明につきましてご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

続きまして、次第の4「地域防災計画（令和4年度修正）の進捗報告について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

—＜事務局より説明＞—

【会長】

ただいまの説明につきましてご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

それでは、進行いたします。続きまして、共有すべき報告事項として事前にご提出いただきました「東京消防庁からのお知らせについて」武蔵野消防署よりご説明をお願いいたします。

【東京消防庁武蔵野消防署】

東京消防庁武蔵野消防署長の菅野でございます。平素は消防行政のご理解、ご意見、ご協力を賜り、皆様に大変感謝しています。

それでは資料8をご覧ください。東京消防庁からのお知らせでございます。令和6年につきましては、救急出場件数が93万5千件以上で、令和4年以降、3年連続最多を更新して

おります。こういった中での当庁の取り組みをいくつかご紹介したいと考えております。

中段左側をご覧ください。令和6年中の取り組みということで、非常用救急小隊の編成、救急車ひっ迫アラートの発令の対応です。

次ページをご覧ください。令和6年中の救急出場件数を記載しております。この中の下の図の方で、救急車ひっ迫アラート発令時期を示しております。今日現在、5日連続でひっ迫アラートが発令中です。非常に救急がひっ迫している状況が今年も続いている状況です。

表面にお戻りください。病院滞在時間の調査をし、各医療機関に対して具体的な協力依頼を実施しています。また、病院選定における救急隊の支援について、救急がひっ迫しますと、病院の方でも引き取りがなかなか厳しいという状況になり、救急隊の方でいくつか病院に当たってもなかなか搬送先の病院が決まらない場合、救急車に収容はされたもののその場から救急車が動けない状況となることがあります。

そういった際には、「東京ルール」というものがありまして、一時的にその患者を収容していただく病院を輪番で指定していただいております、そこに一時収容させていただくことになっております。

ただ、一時収容ですので、また搬送先の病院を探す作業があるのですが、これまでは救急隊の方でその作業していたところ、それを119番センター、また、各医療機関にご協力をいただくことで、早く搬送先の病院が決定するということに繋がっており、救急隊がずっと拘束されずに空いているというような取組をしております。

右の方をご覧ください。現在、医療機関それから都民の皆様へお願いしているということのご紹介です。適正な転院搬送ということで、これは病院にすでにご入院されている方が専門的な医療を受けるときに、違う病院に搬送されることを「転院搬送」と言っているのですが、各医療機関の方には、あらかじめ転院先の医療機関を確保していただきたいという話でございまして。それから、緊急性の低い転院搬送のなかには、「この病院では程度が軽いと思われるので適正な医療機関さんの方に行って、救急車で運んでいただきたい」という（救急への）お願いがあるのですが（俗に「下り」と呼んでいる。）、そのような救急車の活用をされると、またひっ迫に繋がるため、民間の救急車・病院の救急車の活用をお願いしたいと呼びかけています。

また、都民の皆様には、救急車の適時・適切な利用と迷ったら救急相談センター#7119ということで宣伝をしていますので、皆様の方からもぜひご紹介をいただければと思っております。

そういった数々の施策を進めている中で、左下の図を見ていただきますと、出場から現着まで58秒の短縮、それから活動時間が7分34秒短縮したということで、成果としては上がっているところであります。

まだまだ暑い日が続く、救急のひっ迫が続く見込みでございまして。皆様のご協力をお願いしたいと思っております。

東京消防庁からののお知らせは以上です。

【会長】

ただいまの報告事項につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

続きまして、共有すべき報告事項として事前にご提出いただきました資料について、警視庁武蔵野警察署よりご説明をお願いいたします。

【警視庁武蔵野警察署】

ご紹介いただきました警視庁武蔵野警察署長の平丸でございます。日頃から警察行政の各般にわたりご協力いただきましてありがとうございます。

また、武蔵野市には自転車が多く行き交っておりますが、安全運転の励行に努めていただきありがとうございます。さらには、特殊詐欺が大変多くなっており、特に若者が偽の警察手帳を見せられて多額のお金を騙されることもあります。日頃からそのような防犯のアドバイスや周知を広げていただき、ありがとうございます。

本日、資料を3枚用意しました。1つ目は、「災害発生」に備えた活動ということで、当署等の活動状況を紹介したいと思います。

警察署は消防署と同様に24時間対応しております。当署は約350名の職員（育児休業等で休んでいる職員及び行政職除くと約310名の実働の警察官）が活動しておりますが、交代制で24時間体制を敷いているため、警察署の中にいる職員は限られています。パトカーや交番ではなく、本署にどれぐらい人数がいるかについては、夜間休日は大体15名から20名程の体制です。加えて、署の上に独身寮があり、災害や迷子の対応があれば招集をして対応しているところです。

今回、防災ということで、大きな地震が発生した場合にどういう体制なのかということで、東京都内に震度5強が発生した場合、あらかじめ私以下署員30数名を（参集対象として）指定しており、公共交通機関がない時間帯を含めて、徒歩あるいは自転車・バイクで招集することとしております。毎年、招集の訓練を行っております。

また、武蔵野市に震度5強が確認された場合は、指示を待たずに全武蔵野警察署員を署に連絡・指示を待たずに招集することと決まっております。

地震が起きたら署内に警備本部を設置し、警察の通常業務も必要最小限に抑えながら、おそらく多数の110番の通報が予想されるため、優先順位を見ながら限られた人員で、緊急交通路の確保や救助の体制などに当たります。

また、資料に防災コーディネーター派遣という記載がありますが、前回の会議でも申し上げましたが、当署から3名を指定しており、日頃から市役所との顔の見える関係を構築しており、発災後には市役所へすぐに派遣をして被災状況もしくはこれからどうしていくかという対策の共有を図り、無駄のない効率の良い救助活動に全力を挙げることにしております。

次に、真ん中の「備え」ということで、先ほど課長からもありましたとおり「訓練のための訓練にならないよう」に、実際に資機材を使用し、写真のように実際の道路を使った訓練などを行っております。また、当署員だけではなく、近隣署並びに警視庁全体の訓練も実施をしています。

ちなみに、写真の上段の右端と下段の左端は同じ場所での訓練であり、第五小学校を改築するということで教育企画課にお願いをし、今年の4月から5月にかけての期間、実際に壊す予定であった解体現場を利用し、被害家屋を想定した訓練を行わせていただきました。具体的には、鉄製の扉をエンジンカッターで実際に切ったり（エンジンカッターを使ったことがない署員も多くいるため若手が優先的に参加）、木材をハンマーで割ったり等を実施させていただきました。大変ありがとうございました。この場をお借りしまして改めて感謝申し上げます。

次に、最後の「官民一体」です。これも前回の会議でご紹介をしましたが、万が一警察署で無線等が使えなくなった場合に、近隣の企業にお願いをしており、無線を移設します。右下の上から2つ目（の写真）では、企業の場所をお借りして警視庁本部と無線交換を実際に行う訓練をしています。

また、多数の死者が発生する災害が起きた場合、ご遺体の収容場所が必要になるため、武蔵野市内のお寺にバックアップしていただく協定を結んでおります。

また、（災害時には）警察車両にガソリン等の優先供給をしていただかないと仕事にならないため、優先的に提供していただくよう企業にお願いをして、右下の（写真）のとおり訓練も実施しております。

また、タクシー等の交通機関のドライブレコーダーが災害時は非常に参考になるため、発災時の提供をお願いしています。

市役所と重機の協会が協定締結していると聞いていますが、当署も加わり一体となった訓練ができるよう、今後協定等を広げていきたいと思っています。

2枚目は、地図の上に過去の被災状況を参考に載せてきました。武蔵野市は幸い大きな河川もなく地盤も強固と聞いていますが、浸水しやすい場所として、例えば右上の吉祥寺北町の方は冠水すると聞いております。実際に20年前に冠水をした状況もありますので、このようなところは署内で共有をしており、ゲリラ豪雨等が発生した場合に優先的にパトカー等で巡回をして、被害の有無を確認しています。

最後に資料3です。東京都内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、都内の方に車を入れない措置を自動的に取ります。武蔵野市内は、発災直後の交通規制はありません。国道4号や国道20号など7つが指定されている第一次交通規制には市内は入っておりませんが、第二次交通規制では五日市街道・井ノ頭通り・三鷹通りが通行禁止となり（大災害時には警視庁の交通部長の別命により第一次交通規制と同時に決定される可能性が高い。）、車を停めて避難していただく道路となりますので、改めて周知をお願いしたいと思います。

武蔵野警察署からは以上です。

【会長】

ただいまの報告事項につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

その他委員の皆様から、共有すべき報告事項などございますでしょうか。

それでは続きまして、次第の6「その他」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

—＜事務局より説明＞—

【会長】

ただいまの説明につきまして、また、本日の会議全体を含め、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

3 閉会

【会長】

それでは、以上で予定の内容を全て終了しました。

以上をもちまして令和7年度武蔵野市防災会議を閉会といたします。今後も、本計画の着実な推進に向け、引き続き、ご出席の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。